

「山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更について

1 変更の趣旨

(1) 計画の位置付け

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（第7条）の規定による法定計画

(2) 変更の必要性

令和6年8月30日、国が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更を閣議決定 ⇒ 本県の処理計画にも変更内容を反映

【国基本計画の変更点】

- ・北九州・大阪・豊田事業対象地域（山口県を含む）での高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物[※]の処理事業を終了し、同エリアで新たに発見されたものは北海道事業において処理（JESCO 北海道 PCB 処理事業所(室蘭)）するよう体制を見直すもの

※ 高濃度PCB廃棄物：PCB濃度が0.5%（=5000ppm）を超えるもの
JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株）でしか処理できない

2 県計画と変更の概要

(1) 策定 H21.7（H27.3、H29.3、R2.3、R4.10 変更）

(2) 計画期間 H21年度から R8年度まで（PCB 特措法に規定する処理期限）

(3) 内容 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保

	現行の処理計画			変更後	
変圧器 コンデンサ	大阪	R 5年度末まで (事業終了)	➡	<u>北海道</u> (<u>室蘭</u>)	R 7年度末まで
	豊田				
安定器	北九州	R 5年度末まで (事業終了)	➡	<u>北海道</u> (<u>室蘭</u>)	R 7年度末まで